

三 労働団体ノ教育又ハ宣傳運動

第一 労働団体ノ主権ヲ確立シテ労働者ノ利益ヲ保護スルニ努ム

(一) ナポホルツノ時計工場ノ再紛議後報

(二) 第一、二、三 参照

(三) 第一、二、三 参照

第三 労資協議調団体

(一) 模範峯鉦山尚和會

(二) 海洋労資協會九州山口聯合支部發會式

(三) 大阪ニ於ケル労資研究會

一八一
一九

二七
二七
二七

第一 労働団体

一 労働團體設立廢止分合其他ノ消長

(一) 新設組合三件

(一) 友愛會電気及機械鉦工組合浜工支部

大正十年一月十日、創立ニ係リ事務所ヲ芝区白金

丹波所ニ置キ、會員百名(鍛冶工、木工、電気工、機

械工)會費毎月卅錢ヲ徴收シ、内廿五錢ヲ組合本

部ニ納付ス、支部長木下典市ナリ

(二) 立憲労働義會東京靴工同志會城北支部

大正十年二月十六日、創立ニ係リ事務所ヲ南千住所

大字千住南ニ置キ、會員數三十名(靴工)ヲ有シ、毎

月會費卅錢ヲ徴收ス、支部長八宮崎宇五助ナリ